

中期計画書

(令和5年度 ～ 令和9年度)

令和5年3月

学校法人豊田学園

学校法人豊田学園 中期計画 (令和5年度～令和9年度)

本学は、平成31年（令和元年）4月に大学開学以来から5年目を迎えて、教育研究の質の向上及び充実・発展を図るとともに、社会への説明責任を果たすため、5年ごとの中期目標・計画を策定し教育研究活動を実施して参ります。今回、令和5年度からの、第1期中期目標・計画（令和5年度～令和9年度）がスタートしました。

「第1期中期目標・計画」は、令和2年4月1日に施行された「改正私立学校法」において、「文部科学省が所轄庁である学校法人は、事業に関する5年以上の中期的な計画を策定すること」が義務付けられており、この「改正私立学校法」に対応したものです。

これまでに、本学は学校教育法の定めるところにより、平成25年度と令和2年度に一般財団法人大学・短期大学基準協会の機関別評価（認証評価）を受審し、評価の結果、同協会の基準に適合していると認定されました。その中で大学と学園の中長期計画を述べ、学園としての計画を公表して参りましたが、大学設置の認可を受け、今回、大学の中長期計画を策定したものです。

今回はこれまでの自己点検評価を基盤に、1）大学の教育研究等の質向上に関する目標を達成するための措置、2）業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置、3）財務内容の改善移管する目標を達成するための措置、4）内部質保証、自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置の4項目について整理しました。

現在の私立大学には私立大学ガバナンス・コードとして「事業に関する中期的な計画等の策定を通じて、さらなるガバナンス機能の向上を目指し続けること」が求められ続けていますので、今回の「第1期中期目標・計画」は、ガバナンス・コードの具体的な実施事項の全てに対応する中期目標・計画になるものと考えております。

「第I期中期目標・計画」の主な取り組みは次のとおりです。

第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

【1】 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 人材の育成

1. 新カリキュラムに対応する教育
2. 本学の強みである地域医療に貢献できる実践教育の充実。施設・人材の活用。
3. 付加価値としての関連する資格の取得。修士、保健師、助産師、スポーツトレーナーに関する教育の充実。
4. 多職種連携、国際化に対応する教育

(2) 学生の確保

1. 18歳人口の減少、岐阜県からの学生の流出、競合校との差別化(入学時(奨学金等の経済面、入試制度など)、在学時(学内環境の整備、休学、退学者への対応など)、卒業時(国家試験対策、成績不振者への対応、父母会、同窓会の在り方)、医療職への就業希望者が横ばいであることへの対応
2. 高大連携について
指定校推薦の拡充、高校への出前授業や大学体験プログラムの実施など

(3) 学生の支援

経済的支援、学修支援、学生生活支援、精神的支援など

【2】 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究の水準の向上及び成果

重点研究、若手研究者の資質向上のための取り組み、国際化への対応、成果の公表の在り方など

(2) 研究の実施体制

研究費確保の方策（外部資金の導入）、特許の活用

【3】 地域貢献に関する目標を達成するための措置

- ・地域貢献の範囲の策定、研究センターの積極的な活用

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

【1】 業務体制の改善に関する目標を達成するための措置

- (1) 理事会を中心とした業務運営体制のもと、大学管理運営の強化を図る。
- (2) 教員及び事務局職員が、それぞれの専門性を生かしつつ一体となって効率的な大学運営に取り組むことができるよう、必要に応じ、学内委員会や事務局の役割分担を見直す。
- (3) 職員が倫理観や使命感を持って業務運営できるよう、意識啓発等の取組によりコンプライアンスを徹底する。

【2】 人事の適正管理に関する目標を達成するための措置

- (1) 職員の意識や意欲、能力が向上する勤務環境を整備するとともに、教員の採用に関する方針・計画を定め、教育研究能力に優れた人材を採用する。
- (2) 大学の教育理念が達成できるよう、教員確保のための対策を講じる。
- (3) 教育研究に関する目標を達成するため、経営状況等を踏まえつつ、機動的な人員配置や定数の見直しを行う。

【3】 事務の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- (1) 事務分掌や職員配置等の事務実施体制を随時見直し、限られた人員でより実態に即した事務組織となるよう改善を図る。
- (2) 事務処理マニュアルの整備及び業務フローの見直しを進め、事務手続の合理化と平準化を図る。

第3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

【1】 財務基盤強化に関する目標を達成するための措置

- (1) 授業料等の学生納付金については、本学の経営状況や他大学の状況、社会情勢等を総合的に検討し、適切な金額を設定する。
- (2) 学生納付金の滞納防止に取り組む。
- (3) 科学研究費助成事業等の外部資金の獲得を目指す。

【2】 経費等の効率的執行に関する目標を達成する措置

- (1) 役員及び教職員の経営感覚やコスト意識を高める。
- (2) 管理経費の削減に努める。

【3】 資産の適正管理及び有効活用に関する目標を達成するための措置

- (1) 施設・設備等の状態を常に把握し、定期的な点検や計画的な整備改修を行う。
- (2) 余裕資金は、安全かつ効率的な方法で運用する。

第4 内部質保証、自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置

【1】 内部質保証に関する目標を達成するための措置

- ・内部質保証室の内部監査に基づき、組織体制の見直しや業務執行方法の改善に取り組む。

【2】 自己点検及び評価の実施に関する目標を達成するための措置

- ・自己点検結果に基づき、組織体制の見直しや業務執行方法の改善に取り組む。
- ・定期的に外部機関による認証評価を受ける。

【3】 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置

- ・法人の経営状況等、法令に基づき公表する情報に加え、本学の教育研究活動等の情報や成果、地域貢献の取組等をホームページで積極的に公表する。
- ・発信する情報の内容や対象に応じ、有効な広報媒体を活用して、効率的かつ効果的な広報活動を行う。